

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 5 月 21 日現在

機関番号：32688

研究種目：挑戦的萌芽

研究期間：2009 ～ 2011

課題番号：21653045

研究課題名（和文） 「越境的文化」と文化的アイデンティティの「領域性」再考

研究課題名（英文） Reconsidering “Transboundary Cultures” and the “Territoriality” of Cultural Identity

研究代表者

中力 えり （CHURIKI ERI）

和光大学・現代人間学部・准教授

研究者番号：50386520

研究成果の概要（和文）：

文化的アイデンティティと「領域性」の問題を、国境地帯における文化的アイデンティティをめぐる言説と、領土をもたないが主権をもつという国際法主体をめぐる言説の分析を通して再検討した。そこから、文化的アイデンティティがしばしば特定の領域と結びつけてとらえられることの背景には国民国家的思考が埋め込まれていること、また領域に縛られない文化的空間概念を提示していく必要性が浮かび上がった。

研究成果の概要（英文）：

We reconsider the questions of cultural identity and “territoriality” examining discourses on borderland cultural identity and a sovereign entity under international law but lacking a territory of its own. Research results indicate that Nation-State-centric thinking is embedded in the connections usually made between cultural identity and territory, and point to the necessity of a non-territorial concept of cultural space.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
平成 21 年度	500.000	0	500.000
平成 22 年度	500.000	0	500.000
平成 23 年度	500.000	150.000	650.000
年度			
年度			
総計	1.500.000	150.000	1.650.000

研究分野：社会学

科研費の分科・細目：社会学

キーワード：社会学・空間概念・領域性・アイデンティティ

1. 研究開始当初の背景

（1）歴史的に継承されてきた少数言語・文化の復権運動がみられる地域で、独自の文化的アイデンティティの主張がきかれる場合、それはしばしば地理的な「領域」と結びついたアイデンティティとして考えられてきた。しかし、国境地域できかれる言説によく耳を

傾けてみると、必ずしも閉鎖的な空間に閉じ込められたアイデンティティではない場合がある。

国境地域でみられる「越境的文化」の考察を通して、従来の空間概念を問い直す必要性がみられた。

(2) 国家の要件として、「領土」は不可欠のものとして考えられてきた。しかし、領土をもたないが主権をもつという国際法主体が存在しており、100ヶ国以上から承認を受けている。その分析を行うことで、文化的アイデンティティと「領域性」の問題を問い直し、文化的空間概念について再考していくことが可能になると考えられた。

2. 研究の目的

本研究は、「越境的文化」に着目することにより、場所と空間、文化的アイデンティティの関係を再考することを目的とした。そのために、(1) 国境地域における「越境的文化」についてとりあげ、グローバル化とは異なる文脈のなかで、文化的アイデンティティと「領域」との関係を問い直していくこととした。また、(2) 領土をもたないが主権をもつという国際法主体をとりあげ、文化的アイデンティティと「領域性」の問題を再検討することとした。

グローバル化と国民国家の変容、また国民国家の境界の脱構築や再構築に注目した研究は多くみられるようになってきているが、本研究では、「越境的文化」、そして領土をもたない国際法主体の分析を通して、国民国家を基礎とした概念ではとらえることの出来ない文化的アイデンティティと空間概念について考察していくことを目指した。

3. 研究の方法

(1) 本研究では、「越境的文化」にかかわる言説についての調査を、フランス北東部に位置し、ドイツとスイスと国境を接しているアルザス地方において実施することとした。同地方では、フランスに帰属しながらも歴史的に継承されてきた独自の文化があり、フランスの文化だけでなく、ゲルマン系の文化も自らの文化であるとする主張がきかれるためである。

現地調査では、アルザスの文化や文化的アイデンティティの特徴について、地域運動家、また詩人や作家がどのようにとらえて表現してきたのか、アルザスの歴史や文化、言語が学校でどのように教えられているのか等、

関連する文献や資料の収集を行った。

また、研究者や教員、地域圏や県の言語・文化問題担当者、地域運動家に話を聞き、これまで得られてきた知見を深めるためのインタビュー調査を行った。

(2) 他方、国家と領土とを不可分のものとしてみる従来の国家観を問い直すために、領土をもたないが主権をもつという、国家の成立要件の常識を覆す「マルタ騎士団(国)」をとりあげて分析の糸口とした。

「マルタ騎士団(国)」については、国内ではほとんど先行研究がなく、海外でもその歴史を中心に、限られた研究しか行われていない。イタリアのローマにある「マルタ騎士団(国)」の本部ビル内にある図書館が一番充実しているため、そこで文献や資料の収集を行った。また、フランスの「マルタ騎士団(国)」本部や支部でも、文献や資料収集、インタビュー調査を実施した。

他方、「マルタ騎士団(国)」がかつて領有していた場所において、その歴史がいかに引き継がれているのか、あるいはいないのか、またその文化的アイデンティティをめぐって、誰によりどのような言説がきかれるのか、等について調査するために、マルタ共和国、ロドス島、キプロスで現地調査を実施した。

4. 研究成果

(1) アルザスにおける「越境的文化」をめぐって

ドイツとスイスと国境を接しているフランスのアルザス地方でみられる言語・文化問題の復権運動の担い手は、自らのアイデンティティを語る際に「アルザス・アイデンティティ」や「ヨーロッパ・アイデンティティ」という表現を用いている。それは一見、フランスやドイツという国家への帰属意識に還元されない、「地域」独自のアイデンティティ、またはヨーロッパ統合が進むなかで新たに創出されている「国家を超えた地域」への同一化のように思える。しかし、その言説にさらに耳を傾けてみると、アルザスやヨーロッパという「領域」に根ざしたアイデンティティとしてのみとらえることができないものである。それは、領域的な概念を用いて表

現されながらも、またフランスやドイツという国家に強く影響されながらも、特定の領域に限定されない文化的アイデンティティを表現するためのメタファーとして用いられている。

「アルザス文学」が何を指すとされるのかをみることも、文化的アイデンティティと領域性の問題を考えるうえで興味深い。「アルザス文学」とは、アルザス出身の作家によって書かれた、またはアルザスで出版された文学作品であり、フランス語で書かれた作品、そして地域言語である標準ドイツ語やアルザス・ドイツ語で書かれた作品であるとされている。標準ドイツ語で書かれた作品も含められるのは、歴史上アルザスにとって重要な作品が標準ドイツ語で書かれてきているからであり、また現在の作家にも用いられているからである。標準ドイツ語は、話し言葉であるアルザス諸方言の書き言葉であると位置付けられており、ゲルマン語圏に共通の書き言葉としてとらえられている。隣接するゲルマン語圏空間への文化的な連続性の意識がみられるものの、それはドイツやスイス、オーストリアといった国民国家への帰属意識や地理的な領域への帰属意識とは切り離して語られるものである。

地域レベルでみられる「越境的文化」や国家に縛られない文化的アイデンティティ、文化的空間概念についての言説と、国家レベルでみられる文化的アイデンティティについての言説の間にはズレがみられる。

(2) 「マルタ騎士団 (国)」をめぐって

「マルタ騎士団 (国)」、当初は「聖ヨハネ騎士団」の歴史は、1048年頃まで遡るとされている。エルサレムで巡礼者のための救護所を設けたことがそのはじまりであり、1113年には教皇に騎士修道会として公式に認められている。その後、キプロス島、ロドス島とその拠点を変えながら、1530年にマルタ島を領有することになった。しかし、1798年にナポレオンに島を追われ、それ以後、領土を持たないが主権をもつ国際法主体となっている。

こうした11世紀から今日に至るまでの歴史的連続性に関しては、一部で疑問の声も聞

かれるものの、公式な見解となっており、「マルタ騎士団 (国)」は現在、104カ国と外交関係を結び、在外公館も保有している。日本は「国家」として承認していないが、ベルギー、フランス、ドイツ、ルクセンブルグ、スイス、カナダとは公式な関係が認められ、国際連合にはオブザーバーとして参加している。憲法や政府、国旗、国歌等を持ち、切手やコインも発行している。現在では、イタリアのローマに、治外法権を認められた本部ビル（領有しているのはイタリア）をかまえている。

「マルタ騎士団 (国)」は、ローマ・カトリック教会の教えに従い、信仰と実践を行っている。「聖ヨハネ騎士団」の流れを組む騎士団は、「マルタ騎士団」以外にドイツ、オランダ、スウェーデン、イギリスに4つあるが、カトリックではなく、主権を認められているのは、「マルタ騎士団 (国)」のみとなっている。

その一員となるには、カトリックの信仰と実践が必須条件である他、かつては貴族であることが要件となっていた。現在では必須条件でなくなっているものの、貴族出身の者が依然として多い。構成員には、王族や各国で要職についている人々も含まれている。

こうした特徴は、インタビュー調査の実施を難しくした。収集した資料の分析と限られたインタビューのなかで得られた知見は、以下の通りである。

今日、「マルタ騎士団 (国)」は医療奉仕活動や人道援助、救貧といった活動を中心に行っている。その活動を実際に担っているのは、主に各国の法律に基づいて設立されているアソシエーションである。そこではボランティアなど、大勢の人々が活動にかかわっているが、「マルタ騎士団 (国)」の存在については必ずしも知っているわけではない。「マルタ騎士団 (国)」の特色を理解しているのは、指導部の人々である。一般の人々の間では、救急救命や福祉の活動を行っている団体として認識されることはあっても、「マルタ騎士団 (国)」については、ほとんど知られていないのが現状である。積極的な広報活動を行うよりも、実践を重視するという立場である。ボランティア活動に参加しているのは、

カトリックの信者が中心となっている。

領土がないことについては、当初は失った土地を回復するという希望もあったが、結局かなわなかったことから、現在では、守るべき土地がないことは、行動の自由が増すとされ、むしろ強みであるという見解が示されている。人道援助などを行う上においては、中立でいられることは有利であると考えられている。

主権をもつことに関しては、既存の国家とは異なる外交ルートをもつことが、海外で病院を建てたりする際に役に立つなど、活動を展開していく上で重要であると認識されている。多くの国から領土がなくとも主権を認められている理由としては、歴史的な経緯から、そして独自の外交ルートを持っていることからであると考えられている。また、豊富な資金力があることも、その一因であると考えられている。

こうした点については、「マルタ騎士団(国)」の主権を認めている国、認めていない国が、それぞれどのような見解を示しているのかをさらに調査することで、より実態を明らかにすることができると考えられる。

今日、「マルタ騎士団(国)」の一員となるためには厳しい審査があり、認められるのは少数の限られた人々となっている。その一員となることによる、従来の国籍、ネイションへの帰属意識に直接的な影響はみられないようである。そのアイデンティティをめぐる言説をよりの確に把握するためにはさらなる調査が必要であるが、宗教的な価値観が重要な位置を占めていることは確かである。

領土をもっていたころの騎士団の文化的アイデンティティに関しては、当初の構成員はヨーロッパ中から集まってきた貴族の子弟であったこと、ロドス島にその拠点を移し、国家としての体系が確立し始めた14世紀初頭からは、7つの「言語」(後に8つの「言語」)に分かれて集団生活を送るようになっていったこと、また流浪の歴史をもつことから、領域に基づくものよりも、宗教、騎士道、そして「言語」に基づく文化的空間に根差したものとなっていたと考えられる。

他方、「マルタ騎士団(国)」がかつて領有

していた場所での、その歴史的記憶の継承は一樣ではない。13世紀後半から14世紀初頭までの短期間拠点のあったキプロスでは、騎士に由来する商品は売られているが、その歴史的記憶は重要な位置を占めていない。14世紀初頭から16世紀初頭まで拠点のあったロドス島では、城跡は保存され、観光資源として活用されているものの、騎士団の歴史が前面にだされることはない。それに対し、マルタ共和国では、騎士団の歴史は島の歴史の一部として語り継がれており、観光資源としても大いに活用されている。歴史的な記憶がどのように継承されるのか否か、そして文化的空間がどのようにとらえられているのか、さらなる調査によって深めていく必要がある。

(3) アルザスの言語・文化復権運動の担い手を中心にきかれる言説の分析からは、地域の文化的アイデンティティが特定の領域に縛られないものとしてとらえられていることが明らかになった。それは国家を単位とした文化的アイデンティティとは異なる考え方であり、そこでは、国民国家の枠組みではとらえられない文化的空間概念がみられた。他方、主権をもつが領土をもたない「マルタ騎士団(国)」の事例は、文化的アイデンティティが特定の領域としばしば結びつけてとらえられることの背景に、国民国家的思考が埋め込まれていることを示してくれた。双方の分析を通して、領域に縛られない文化的空間概念を提示していく必要性が浮かび上がった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔図書〕(計1件)

- ① 中力えり (共著)、『公正な社会とは一教育、ジェンダー、エスニシティの視点から』人文書院、2012、pp. 180-198。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

中力 えり (CHURIKI ERI)
和光大学・現代人間学部・准教授
研究者番号：50386520